

第2章 計画策定の背景

1. 社会経済情勢等の変化

(1) 人口減少・年齢構造の不均衡・高齢化の進展

本市の人口は、昭和34年の33,593人をピークに顕著な減少をたどっており、直近の国勢調査（令和2年）では、14,708人と半減しています。

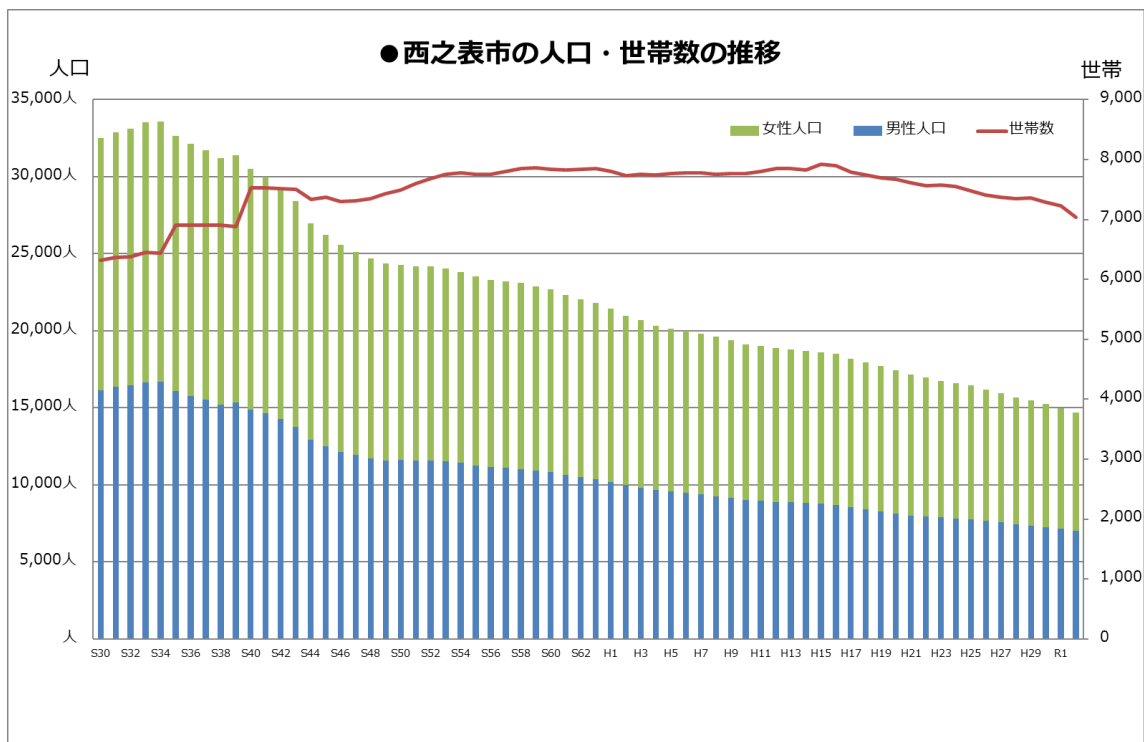
増減率をみると、昭和30年代から昭和40年代にかけての減少率が大きく、最大で14%の減少となった時期もありますが、最近は8%前後の減少となっています。

世帯数は増加を続けていましたが、平成12年の7,847戸をピークに減少に転じ、令和2年では7,046戸となっています。

本市の大きな課題としては、進学や就職のため20歳前後の若年層が島外へ流出することによる年齢構造の不均衡が全国と比較しても顕著であり、20歳前後の人口が極端に少ない構成となっています。

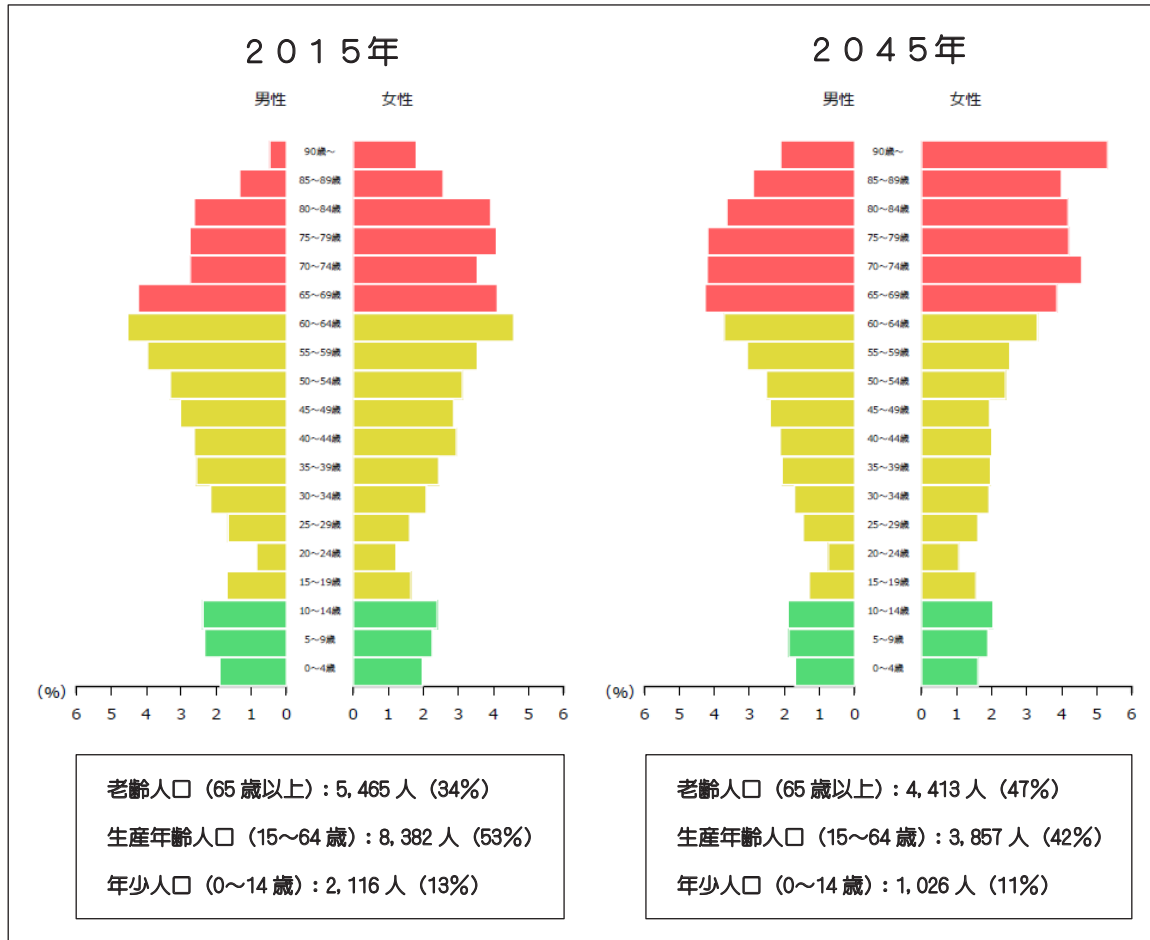
令和2年の国勢調査による65歳以上の人口割合を示す高齢化率は、38.1%となっており、全国（28.6%）並びに鹿児島県（32.5%）の割合を大きく上回り、熊本地区平均（37.2%）と比較しても高くなっています。

このままの状態では、高齢化がますます進展することが見込まれます。



【令和2年国勢調査】

●【本市の人口構造】



【出典：地域経済分析システム】

(2) 家族形態・生活形態の多様化・地域力の減退

本市の人口・世帯数は減少傾向にあり、1世帯あたりの人員についても、直近の国勢調査（令和2年）では、2.09となっており、平成27年の2.17人と比較すると0.08人減少しています。

今後も本市の1世帯あたりの人員は減少が予測され、高齢者単独世帯の増加等、家族形態や生活形態も多様化していくことが予想されます。

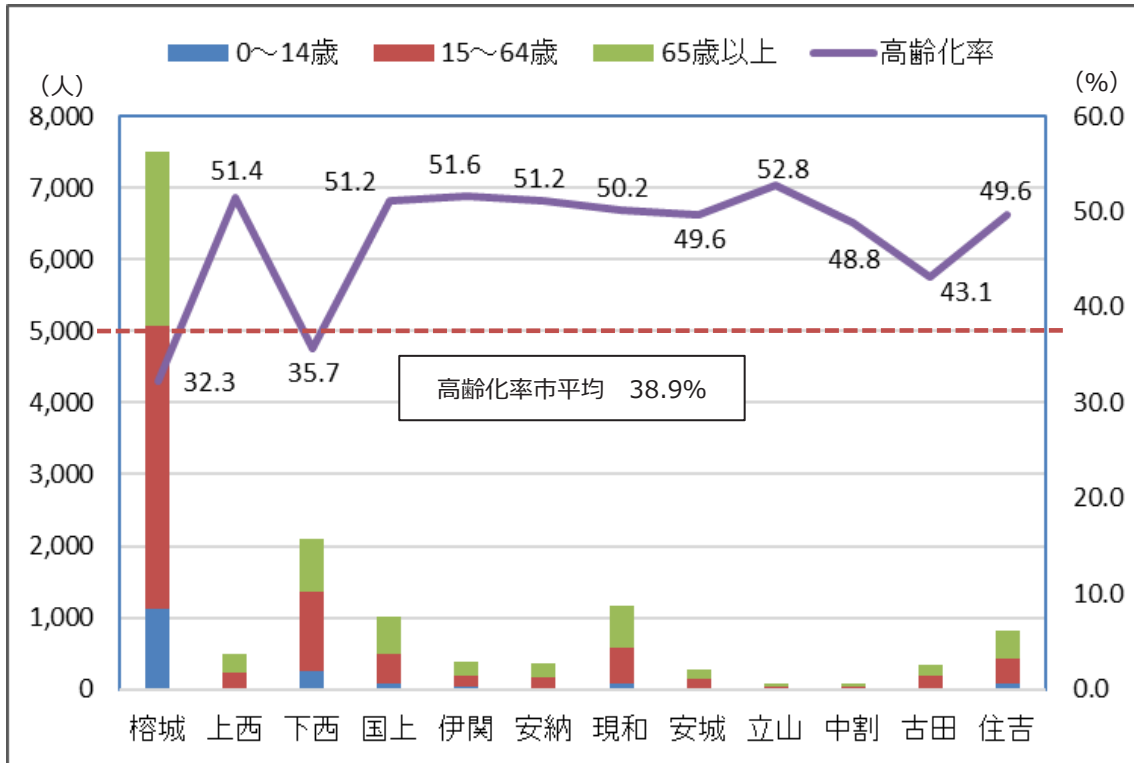
人口減少、年齢構造の不均衡、高齢化の進展に伴い、各校区、集落においては、地域活動の担い手不足やコミュニティ意識の希薄化が進行し、自治組織としての機能を果たせなくなってきました。人口の偏在化も進展しており、市街地にあたる榕城校区と下西校区に人口の約3分の2が集中しています。

特に、中心市街地から離れた大字地区では、若い世代の市街地などへの流出によって、さらに高齢化が進み、地域運営もままならなくなっています。令和3年3月末の状況では、全96集落のうち、限界集落といわれる65歳以上の人口割合が50%を超える集落は40集落と年々増加し、60歳以上の人口割合が50%を超える集落は62集落と約3分の2まで迫っています。

地域の中には、現状に危機感を募らせ、地域活性化のために独自の取組を行う地域も出てきました。

地域の衰退は、市全体の崩壊へとつながる大きな課題です。この厳しい現状を市民全員で共有し、緊急かつ迅速にその解決に向けた方向性や取組を、地域とともに考え、進めていく必要があります。

●【校区別の人口構造と高齢化率（令和3年3月末）】



	榕城	上西	下西	国上	伊関	安納	現和	安城	立山	中割	古田	住吉	計
0～14歳	1,126	24	253	74	28	26	88	21	3	5	24	88	1,760
15～64歳	3,955	211	1,101	416	156	150	491	119	39	36	170	330	7,174
65歳以上	2,428	249	751	515	196	185	584	138	47	39	147	411	5,690
計	7,509	484	2,105	1,005	380	361	1,163	278	89	80	341	829	14,624

【資料：市民生活課】

(3) 担い手・後継者不足、地域活動の担い手不足

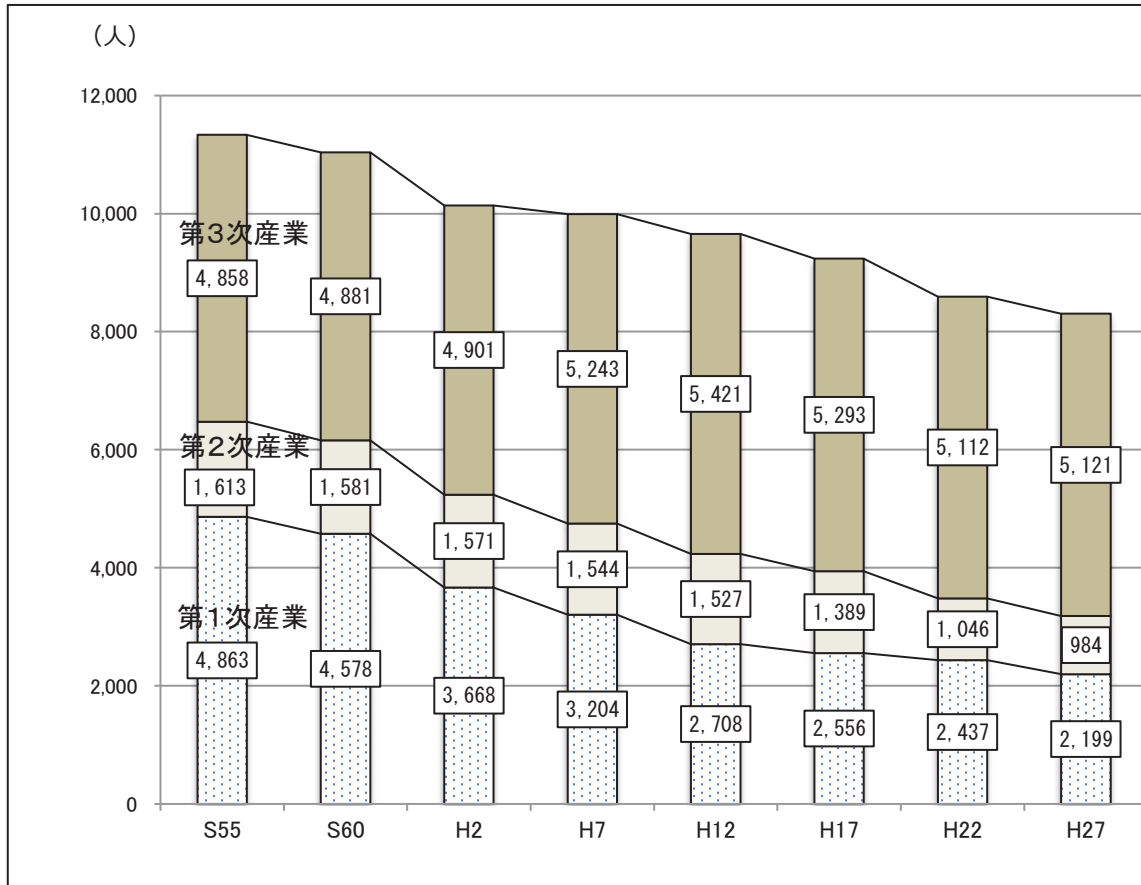
本市の就業者数の推移をみると、平成22年の8,648人から平成27年の8,318人へと、5年間で3.8%減少しており、平成27年の就業者数について産業（3部門）別の内訳をみると、第1次産業が2,199人で市内全就業者数の26.4%を占め、第2次産業が984人（11.8%）、第3次産業が5,121人（61.6%）となっています。

業種別では、「農業」が2,036人と最も多く、市内全就業者数の24.5%を占め、「医療、福祉」が1,236人（14.9%）、「卸売業、小売業」が1,052人（12.6%）と続きます。「農業」「卸売業、小売業」への就業者数は減少した一方で、「医療、福祉」は増加しています。

全国で人口減少が進んでいる現状では、「働く場所がない」という声がある一方で、「労働条件の改善」や「雇用環境の整備」を望む声も多くなってきています。

地域での担い手不足が課題となっている現状を踏まえ、地域で支え合う新たな仕組みや人材の発掘・育成などを図る仕組みづくりを進めていく必要があります。

●【産業別の就業者数の推移】



【平成27年国勢調査】

(4) SDGsの推進による国際社会への積極的な貢献

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指すため、平成27 (2015) 年の国連サミットにおいて、全ての加盟国が合意した世界共通の目標です。

2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されており、そのうち5番目の目標「ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画の形成に不可欠な目標です。

男女共同参画社会の実現は、国際化を推進する上で不可欠な要素であることから、本市においても、国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが重要です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2. 国・県・本市の主な動き

(1) 国の動き

①「育児・介護休業法」の改正

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、産後パパ育休の創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務化などを内容とした「改正育児・介護休業法」が令和4年4月から順次施行されます。

②「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の新たな合意

平成22年6月には、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」や「新しい公共」などの新しい概念や考え方・男性の育児休業等の取得促進に向けた環境整備・労働者の健康確保・メンタルヘルス対策などの新しい取組が盛り込まれました。

③「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画の策定

平成24年6月には、女性の活躍によって我が国の経済再生を図るため、①男性の意識改革、②思い切ったポジティブ・アクション（積極的改善措置）、③公務員から率先した取組、の3つを柱とした「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～が取りまとめられました。

④「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正

児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を法文上明確化するなどの改正をしいわゆる「配偶者暴力防止法」が令和2年4月に施行されました。

⑤「生活困窮者自立支援法」の施行

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を内容とした「生活困窮者自立支援法」が、平成27年4月に施行されました。

⑥「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の一部改正

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずるなどの改正が令和2年6月から順次施行されています。

⑦「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向、性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現につながるという観点を踏まえ、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナ

の「新しい日常」の基盤となることを目指して、令和2年12月25日に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

(2) 鹿児島県の動き

①「鹿児島県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の改定

平成19年7月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正、平成20年1月の国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直し及びこれまでの県の取組状況を踏まえ、平成21年3月に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を改定しました。

②「男女共同参画に関する県民意識調査」の実施

平成28年8月から9月にかけて、男女平等や男女の人権・家庭・地域などに対する県民の意識と実態を把握することを目的として、20歳以上の県民の方を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」を実施しました。

③「女性活躍推進に関する企業実態調査」の実施

平成28年9月に、県内で働く女性が、その個性と能力を十分に発揮して活躍できる職場環境・企業風土づくりにおける課題や、女性の活躍に関する意識と実態を把握することを目的として、県内事業所の経営者、従業員の方を対象に「女性活躍推進に関する企業実態調査」を実施しました。

④「鹿児島県女性活躍推進計画」の策定

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定を踏まえ、これまでの取組を更に加速化し、女性の活躍に資する施策の効果的な展開を図るための「鹿児島県女性活躍推進計画」を平成29年3月に策定しました。

⑤「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会の形成に向けた意識改革を基盤に据え、「女性の活躍」に視点を置きつつ、その前提となる職業生活、健康、地域生活における課題の解決に向けた真に実効性のある取組を進め、男性も女性も全ての個人がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、平成30年3月に「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定しました。

(3) 西之表市の動き

①「西之表市男女共同参画行政推進会議」及び「西之表市男女共同参画懇話会」の設置

平成17年に「西之表市男女共同参画行政推進会議」を設置し、男女共同参画行政に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図っています。また、同年に、男女共同参画社会形成に関する諸問題についての研究や協議を行うとともに、必要に応じて市長に提言することを目的とした、学識経験者・各団体の代表者・市内企業の代表者・一般公募者からなる「西之表市男女共同参画懇話会」を設置しています。

②「西之表市配偶者等からの暴力対策庁内連絡会議」の設置

庁内の関係部署が相互に連携し、ドメスティック・バイオレンス被害者への的確な支援を行うために、平成22年に「西之表市配偶者等からの暴力対策庁内連絡会

議」を設置しています。

③「西之表市民アンケート」の実施

令和3年4月から5月にかけて、「第4次西之表市男女共同参画基本計画」及び「西之表市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」の策定にあたり、市民の男女平等や男女の人権・家庭・地域などに対する意識と実態を把握し、男女共同参画社会づくりに向けた施策の推進を図るための基礎資料を得る目的で「西之表市民アンケート」を実施しました。

(調査対象者：西之表市内に居住する18歳以上の男女の10%⇒1,247名
回答者：886名⇒回答率71.1%)

④「第3次西之表市男女共同参画基本計画」に基づく取組内容と成果

前期計画では、本市の「第6次長期振興計画」における将来像(めざすまちのすがた)である「人・自然・文化-島の宝が育つまち」を目指し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進してきました。

令和3年に実施した、男女共同参画社会についての意識と実態に関する市民アンケートでは、前回調査(平成29年実施)と比較して意識の向上が見られ、実態も改善傾向にあることから、これまでの取組に対し一定の成果が現れていることが伺えます。

一方、計画全体に対する達成率は、平成30年度は78.6%、令和元年度は68.6%、令和2年度は39.5%と、大きく減少しています。これは、令和2年から影響を受けた新型コロナウイルス感染症による感染拡大によるもので、各種会合や研修会等が軒並み中止となったことから、教育、研修、広報、啓発等の機会を提供できなかったことが大きな要因であると考えられます。